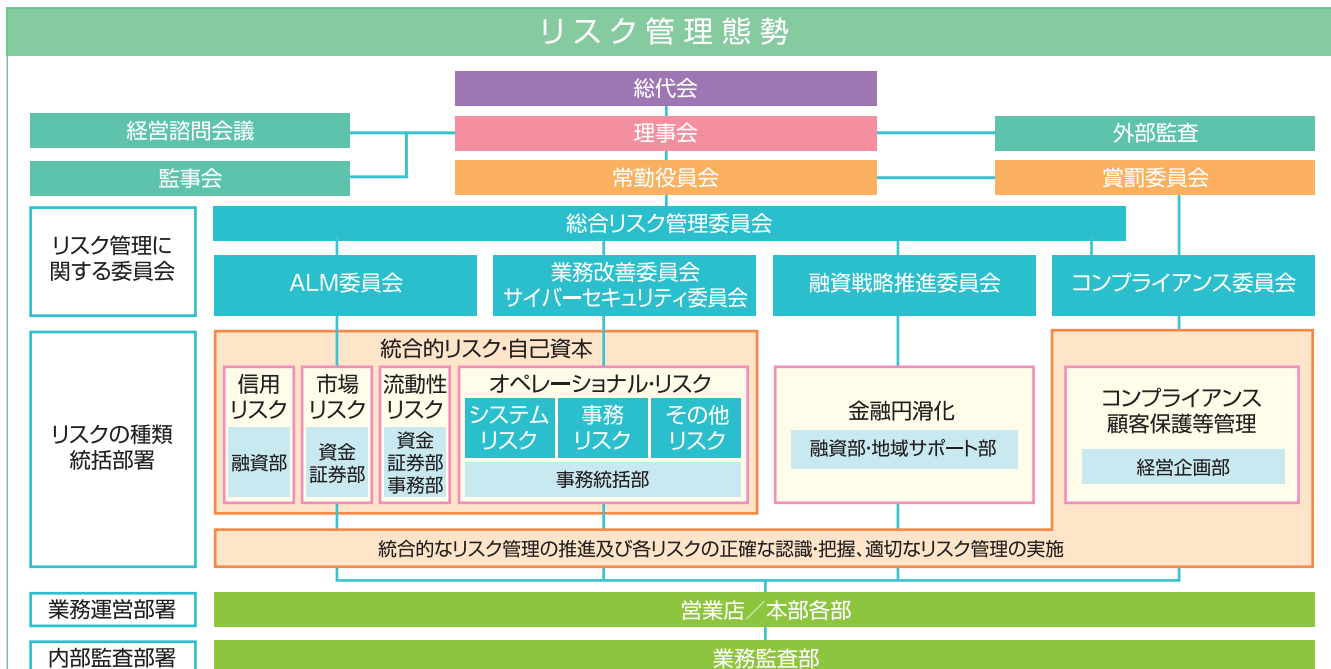


リスク管理・法令等遵守態勢

リスク管理態勢について

ちゅうしんは、お客さまの多様化するニーズにお応えしつつ、経営の健全性を確保していくために、リスク管理の基本方針を定め、リスク毎の委員会を設置するとともに、それらを統一化する統合的な管理態勢を構築するなど、その機能強化を図っています。



リスク管理強化への取組み

金融のグローバル化の進展や金融技術の革新などを背景に、金融機関が直面するリスクは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性が一層高まっています。

このような環境の中、ちゅうしんは、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして認識し、各種リスクを管理するための基本方針を定め、各種委員会にてその管理状況を確認・討議のうえ理事会に報告することとしており、理事会は所管部に対して適時・適切に対応を指示するなどリスク管理の高度化を図っています。

今後も、ちゅうしんは、リスク管理態勢の充実・強化に取組み、健全で効率的な経営の実現に努めてまいります。

信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことです。

ちゅうしんは、与信が特定先や一定業種に偏らないバランスのとれた適切なポートフォリオの構築に努めるとともに、自己査定・法人格付・担保評価等のシステムにより、資産の健全性の維持・向上を図っています。

また、外部審査研修への職員派遣など人材育成の面からもレベルアップを図り、審査態勢の一層の強化に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利・有価証券の価格・為替等の動きによって保有する資産の価値が変動することによって、損失を受けるリスクのことです。

ちゅうしんは、金利変動リスクを中心としたリスク管理を実施し、運用（貸出・余裕資金）、調達（預金）、及び損益を一元的に管理し、適正かつ安定的な収益を確保するよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の混乱等により、通常よりコストの高い資金調達を余儀なくされることにより、損失を受けるリスクのことです。

ちゅうしんは、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金不足や高コスト調達が発生しないように資金繰り面に万全を期しています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害・誤作動・システムの不備及びコンピュータの不正使用等により損失を受けるリスクのことです。

ちゅうしんは、万一のコンピュータ・システムのダウンや誤作動に対しても、速やかな復旧ができるよう日頃より緊急対策に万全を図っているほか、定期的にシステムリスク評価を実施しています。

また、サイバーセキュリティ管理規程を制定のうえ対応する委員会を設置し、定期的に演習等を実施のうえ、態勢整備に努めています。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正行為により損失を受けるリスクのことです。

ちゅうしんは、諸規程・マニュアルに基づく正確な事務処理に努めているほか、事務会議や事務指導及び研修の実施により、事務取扱いのレベルアップを図っています。

さらに、部店内自主検査や業務監査部の内部監査実施により、不正防止に取組む一方、事務処理の不備の改善や事務ミス防止及び事務処理能力の向上に努めています。

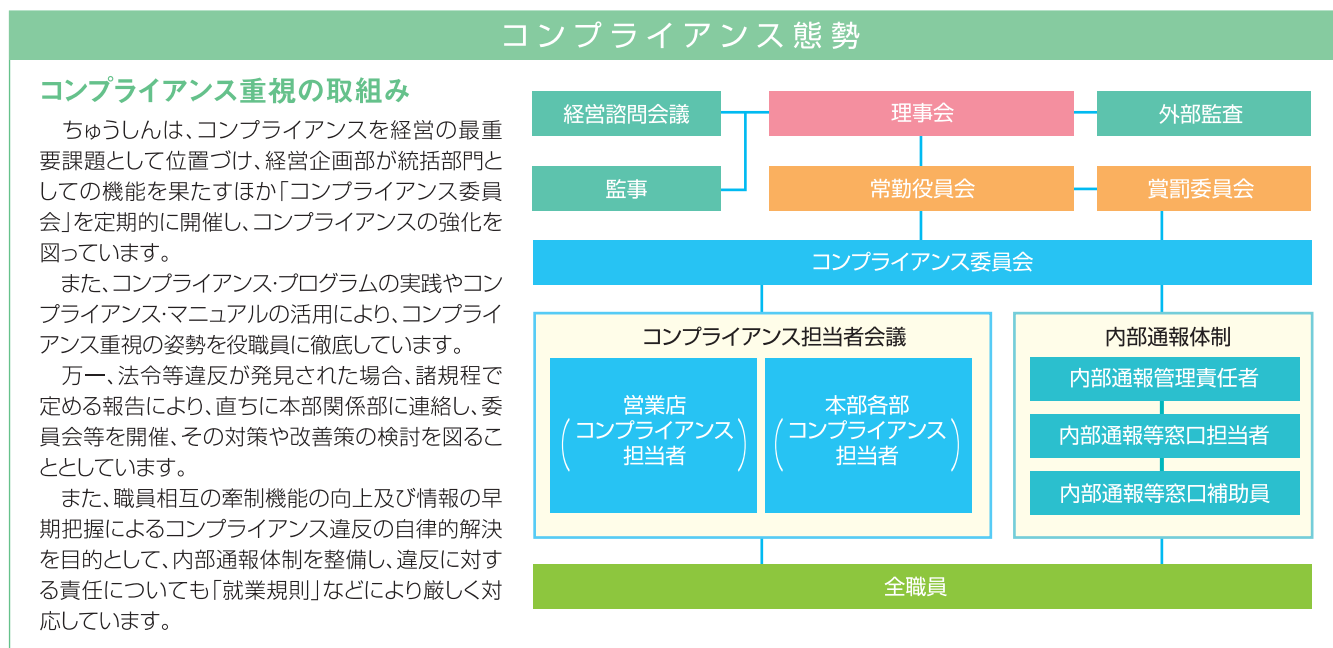
その他のリスク

その他のリスクとは、法務リスク、人的リスク、災害や風評リスクなど、前記に掲げるリスク以外で損失を受けるリスクのことです。

ちゅうしんは、さまざまなリスクに備えるため、リスク管理の諸規程や危機管理計画書を整備するなど、万一の場合にも速やかな対応を図ることができるよう努めています。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢について

ちゅうしんは、お客さまから真に“信頼される金融機関”となるため、コンプライアンス(法令等遵守)の態勢を整備し、役職員に周知徹底することにより、**全金庫的なコンプライアンス態勢の確立**を図っています。



コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスに係る基本方針や遵守基準をはじめ、「信用金庫行動綱領」や具体的な行動規範等を網羅した「コンプライアンス・マニュアル」を、全職員に配布しているほか、同マニュアルは随時最新なものへ見直しを図っています。

役職員への周知徹底、啓蒙活動

役職員にコンプライアンス重視の姿勢を徹底するため、外部講師による研修会の実施、本部各部や各営業店に配置したコンプライアンス担当者を中心とした部店内研修の実施、通信教育や検定試験制度の導入などコンプライアンス教育の充実を図っています。

コンプライアンス・プログラム

諸規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画などのコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」は、毎年度更新し、コンプライアンス管理態勢の強化を図っています。

「コンプライアンス憲章」の制定

あらゆる事業活動において高い倫理観に基づいた活動を実践するため、中日信用金庫「コンプライアンス憲章(コンプライアンスに係る基本方針・行動指針)」を制定し、全役職員が遵守・携行することで、コンプライアンス意識の更なる強化に取り組んでいます。

反社会的勢力の排除に向けた取組み

ちゅうしんは、政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との取引の停止や解約に関する条項を預金規定、貸金庫規定及び融資関連の契約書等に導入しています。

今後も、ちゅうしんは、反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に行ってまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

反社会的勢力に対応する基本方針

私ども中日信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対応する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗処置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理態勢について

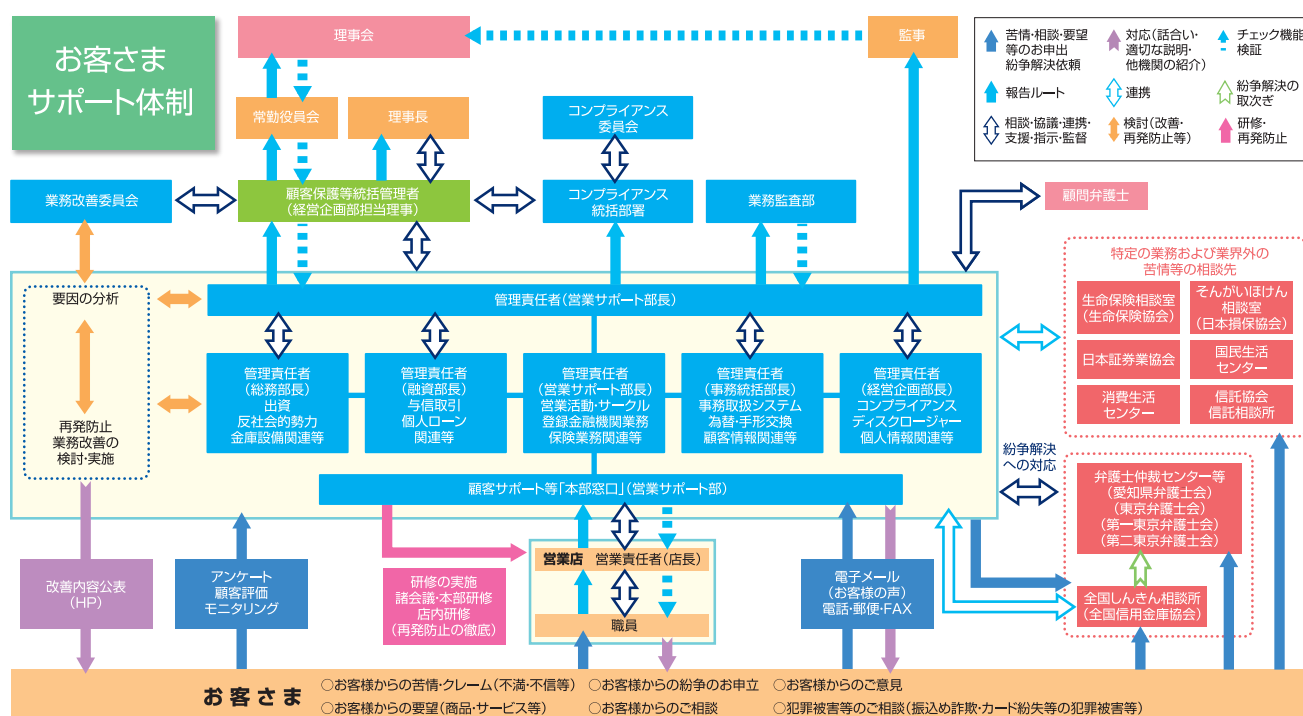
ちゅうしんは、お客さまの保護及び利便性の向上は、金庫業務の健全かつ適切な運営に欠くことのできないものであるとの認識のもと、態勢の整備、確立を図り信頼性の向上に努めています。

お客さまへの説明態勢

ちゅうしんでは、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、「お客さま本位」の業務運営を徹底しています。さらに、その実効性確保のため、研修会や勉強会を開催するとともに内部監査を実施しています。

顧客サポート態勢

お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情など、お客さまからのさまざまなご意見を業務の改善につなげるため、「顧客サポート等対応窓口」を設置しています。



個人情報管理態勢

顧客情報の管理の適切性を確保するために「情報資産保護基本方針 (セキュリティポリシー)」、「顧客情報管理規程」、「個人情報の保護と利用に関する規程」を制定し、顧客情報の適切な管理・保護を図っています。

外部委託管理態勢

ちゅうしんの業務を外部委託する場合にも、顧客情報保護の観点から、その委託先の管理を適切に行うために「個人情報の外部委託に関する管理マニュアル」を制定し、外部委託先の管理・監督を行っています。

利益相反管理態勢

ちゅうしんは、お客さまとの取引にあたり、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護することにより、お客さまからの信頼の向上を図っています。

苦情処理措置・紛争解決措置 (金融ADR制度への対応)

ちゅうしんは、金融ADR制度を踏まえ、お客さまからの相談・苦情・紛争等 (以下「苦情等」といいます。) のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、内部管理態勢を整備し、お客さまに対する信頼性の向上に努めています。

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公平かつ適切に対応するため業務運営態勢・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日 (9時～17時) に営業店 (電話番号は最終ページ「店舗一覧」参照) または本部受付・営業サポート部 (電話052-913-1153) にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記の当金庫本部受付または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話03-3517-5825) にお申し出があれば、愛知県弁護士会 (電話052-203-1777)、東京弁護士会 (電話03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話03-3581-2249) の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会に案件を移す方法 (移管調停) があります。ご利用いただける弁護士会につきましては、弁護士会、全国しんきん相談所、当金庫本部受付にお尋ねください。

危機管理等への対応について

ちゅうしんは、大規模災害等の危機発生時におきましても、適切に業務継続できるよう「業務継続計画(BCP)」を策定するとともに、災害発生時を想定した訓練等を実施し、職員の危機対応能力の向上に努めています。

●BCP訓練(2023.9.1、2024.2.6)



大規模災害等の発生を想定した危機管理対応訓練を定期的実施しています。



●現金送付訓練(2024.2.6)



オンライン障害等発生時を想定し、営業店への現金送付訓練を実施しています。

サイバーセキュリティ対応について

ちゅうしんは、デジタル化の進展に伴って増加しているサイバー攻撃から金庫のシステム・ネットワーク等を守るよう、役職員の対応力向上を図っています。

2023年度は、信用金庫業界のサイバーセキュリティに係る演習訓練(2024.1.18)に参加し、サイバーインシデントの発生を想定した業務継続・情報連絡対応等の訓練を実施しました。

引き続き、ちゅうしんは、外部機関等と連携のうえ定期的に訓練に参加し、サイバーセキュリティ態勢の整備・強化に努めてまいります。



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み

ちゅうしんは、金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営上の重要課題の一つと位置づけ、当金庫が直面するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスクを特定・評価し、有効なリスク低減措置を実施することにより、マネー・ローンダリング等対策の強化を図っています。

マネー・ローンダリング等防止ポリシー

1.基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止の重要性を認識し、金庫内のマネー・ローンダリング等の防止のための内部管理態勢を整備します。

2.組織体制

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止の態勢を確立するため、組織全体の役割を明確に定め、実効的な管理態勢を構築します。

3.取引時確認の徹底

当金庫は、お客様と取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客様の属性情報の取得・管理について、法令等に基づき、適切な措置を実施できるよう、役職員に対しマネー・ローンダリング等防止についての指導・研修を行い周知徹底いたします。

4.疑わしい取引の確認及び届出

当金庫は、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、法令等に基づき、速やかに監督官庁に届出を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を行います。

5.態勢整備状況の点検

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止に係る態勢整備状況等を定期的に点検し、その点検結果を踏まえて、更なる改善に努めます。

●お客さまに関する情報等の提出のお願い

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

ちゅうしんは、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法、及び金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、ちゅうしんでは、すでにお取引いただいているお客さまに関する情報やお取引目的等を定期的に確認させていただく取組みを行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みをご理解いただき、ちゅうしんからの面談あるいはダイレクトメールによる確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。